

中国税務速報

2023年9月18日

1. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 19 号】 増値税小規模納税者に対する増値税減免政策に関する公告

小規模薄利企業及び個人事業者の発展をさらに支援するため、小規模納税者に対する増値税減免政策の継続実施に関して、以下のように公告します。

- 一、月間売上高が 10 万元以下の増値税小規模納税者に対して、増値税を減免します。
- 二、増値税小規模納税者の場合、3%の課税率が適用される課税販売収入は課税率を 1%に引き下げて増値税を徴収します。3%の事前徴収率を適用する増値税予納プロジェクトは、事前徴収率を 1%に引き下げて増値税を予納することとします。
- 三、本公告は 2027 年 12 月 31 日まで適用されます。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5210417/content.html>

2. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 12 号】 小規模薄利企業及び個人事業者の発展をさらに支援するための税制政策に関する公告

- 一、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、個人事業者の年間課税所得額が 200 万元を超えない部分に対して、個人所得税を半減して徴収します。個人事業者は、現行のその他の個人所得税優遇政策を享受したうえで、本優遇政策を重ねて享受することができます。
- 二、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、増値税小規模納税者、小規模薄利企業、個人事業者に対して、資源税（水資源税を含まない）・都市維持建設税・不動産税・都市土地使用税・印紙税（証券取引印紙税を含まない）・耕地占用税・教育費付加・地方教育付加を半減して徴収します。
- 三、小規模薄利企業に対して、徴収率を 25%に引き下げて課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を納付する政策を 2027 年 12 月 31 日まで継続して実施します。
- 四、増値税小規模納税者、小規模薄利企業及び個人事業者がすでに法に基づき資源税・都市維持建設税・不動産税・都市土地使用税・印紙税・耕地占用税・教育費付加・地方教育付加等のその他の優遇政策を享受している場合、本公告第二条に規定する優遇政策を重ねて享受することができます。
- 五、本公告でいう小規模薄利企業とは、国家に制限及び禁止されていない業種に従事し、かつ年度課税所得額が 300 万元を超えず、従業員数が 300 人を超えず、また資産総額が 5,000 万元を超えない等の 3 つの条件を同時に満たす企業を指します。（詳しい計算プロセスについて、リンクをご参照ください）。
- 六、本公告の公布日前に、すでに徴収された関連税金は、納税者が後に納付すべき税金から控除することができます。または還付を受けることができます。公布日前に既に抹消を行った場合、享受することができません。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5210440/content.html>

3. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 13 号】 小規模企業への融資支援のための税收政策に関する公告

- 一、金融機関が小規模企業、零細企業及び個人事業者に小口融資を行って取得した利息収入に対して、増値税を免除します。金融機関は、関連免税証明資料を検査に備えて保存し、免税条件を満たす小口貸付利息収入を別途計算し、現行の規定に基づき主管税務機関に納税申告を行う必要があります。別途計算していない場合、増値税の徴収を免除することはできません。
- 二、金融機関が小規模企業、零細企業と締結した借入金契約について印紙税を免除します。

- 三. 本公告でいう小規模企業、零細企業とは、『中小企業分類基準規定』（工業情報化部聯企業〔2011〕300号）に合致する小規模企業、零細企業を指します。
- 四. 本公告でいう小額貸付とは、単一の借り手に対する貸付が100万元以下（100万元を含む）の小規模企業、零細企業あるいは個人事業者向けの貸付を指します。与信枠がない場合、単一の借り手の貸付契約金額かつ貸付残高が100万元以下の貸付を指します。
- 五. 本公告は2027年12月31日まで適用されます。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5210476/content.html>

4. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 29 号】外国籍個人への補助・手当に関する個人所得税優遇政策の継続実施に関する公告

- 一. 外国籍個人が住民個人の条件を満たす場合、個人所得税特別付加控除を享受することを選択することができ、また『財政部 国家税務総局個人所得税の若干政策問題に関する通知』（財税字〔1994〕020号）、『国家税務総局による外国籍個人が取得する関連手当についての個人所得税免税の執行に関する通知』（国税発〔1997〕54号）及び『財政部 国家税務局外国籍個人が取得した香港、マカオ地区の住宅等の補助金に対し、個人所得税の徴収を免ずることに関する通知』（財税〔2004〕29号）の規定に基づき、住宅補助金・言語訓練費・子女教育費等の補助金免税優遇政策を享受することを選択することもできます。しかしこれらは同時に享受することはできません。外国籍個人は一度選択した場合、同一納税年度内に変更することはできません。
- 二. 本公告は2027年12月31日まで適用されます。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5211240/content.html>

5. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 30 号】年間一括賞与に係る個人所得税政策の継続実施に関する公告

- 一. 住民個人が年間一括で賞与を受け取り、『国家税務総局による個人の年次一括賞与等取得に係る個人所得税計算徴収方法調整の問題に関する通知』（国税発〔2005〕9号）の規定に合致する場合、当年の総合所得に組み入れず、年間一括賞与収入を12ヶ月で除して得られる金額は、付属の月次換算後の総合所得税率表に基づき、適用税率及び速算控除数を確定し、単独で納税を計算することとします。計算式は以下のとおりです。
課税額=年間一括賞与収入×適用税率-速算控除数
- 二. 住民個人が年間一括賞与を取得した場合、その年の総合所得に組み入れて納税計算することを選択することもできます。
- 三. 本公告は2027年12月31日まで適用されます。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5211242/content.html>

6. 【国発〔2023〕13号】個人所得税関連特別付加控除基準の引き上げに関する通知

- 一. 3歳以下の乳幼児介護特別付加控除基準を、乳幼児1人当たり月1,000元から2,000元に引き上げます。
- 二. 子女教育特別付加控除基準を、子女1人当たり月1,000元から2,000元に引き上げます。
- 三. 老人扶養特別付加控除基準を、月2,000元から3,000元に引き上げます。そのうち、一人っ子は月3,000元の基準に基づき定額で控除されます。一人っ子でない場合や兄弟姉妹がいる場合、月3,000元の控除枠を分担し、1人当たりの分担枠は月1,500元を超えることはできません。
- 四. 3歳以下の乳幼児の介護、子女の教育、老人扶養の特別付加控除に関するその他の事項は、『個人所得税特別付加控除暫定弁法』の関連規定に基づき実施されます。
- 五. 上記調整後の控除基準は2023年1月1日より実施されます。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5211364/content.html>